

就学援助費の入学前支給の申請受付を開始

☎ 学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

経済的に困りの保護者は、就学援助費のうち新入学学用品費(ランドセルや制服などの入学準備に必要なものを購入する費用)を、入学前の2月に受け取ることができます。

☎申請日に市内に居住し、令和2年4月に市内の小中学校または国立・県立・私立小中学校に入学予定の子どもがいる保護者で、次のいずれかの要件を満たす人(令和2年3月までに市外へ転出する人は除く)

- ①児童扶養手当を受給している人
- ②市民税が非課税の人
- ③市民税が減免されている人
- ④個人事業税が減免されている人
- ⑤国民年金保険料が免除されている人
- ⑥国民健康保険税が減免されている人
- ⑦生活福祉資金の貸付けを受けている人
- ⑧同一生計を営む(同居している)世帯全員の平成30年中の合計所得額が基準以下の人(基準は世帯構成や年齢によって異なります)

支給額 小学校入学予定の児童：50,600円/人
 中学校入学予定の生徒：57,400円/人

申請方法 12月2日(月)～27日(金)に必要な物を持参し学校教育課へ申し込み

☎・申請書(家族全員のマイナンバーを記入する箇所あり)

- ・振込口座(通帳)をコピーしたもの ※支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー
- ・申請者のマイナンバーカード

※作成していない人は、マイナンバーの通知カードと運転免許証やパスポートなど公的機関で発行された写真付きの本人確認書類(写真付き本人確認書類がない人は健康保険証、児童扶養手当証書、発行から6ヵ月以内の公共料金の領収書のうち2つ)を提示

- ・印鑑(認め印可)
- ・対象であることを証明する書類(要件③～⑦の人のみ)
- ・同意書(平成31年1月2日以降に転入した場合のみ。18歳未満を除く世帯全員の自署したもの)

※申請書、同意書は学校教育課に設置。ホームページからもダウンロード可。

☎・支給要件に該当しないことが判明した場合は、当該援助費を返還してもらいます。

- ・審査を行うため、申請した人全員が援助を受けられるとは限りません。
- ・入学前支給を受給された人でも、令和2年4月以降の就学援助を希望する場合は、「令和2年度就学援助費」の申請を行う必要があります。
- ・給付を受ける年度によって支給額が変わることがあります。



令和元年度

守山市

子ども善行表彰



善い行いをしている子どもたちを推薦してください。

☎市内在住・在学の小中学生 ※過去に同一内容で受賞した人や、学校教育の一環・社会教育関係団体(子ども会など)の活動として取り組んだものは除く。

対象の善行

平成30年12月1日～令和元年11月30日に行われたものや、長年にわたり常時または定期的に継続されているもの ※詳しくは実施要項を確認してください。

推薦方法

12月13日(金)までに、推薦書を記入し、左記へ提出。実施要項と推薦書は、左記に設置。または市ホームページからダウンロード。



ホームページ

☎ 学校教育課

☎・☎(582)1142

☎(581)2733